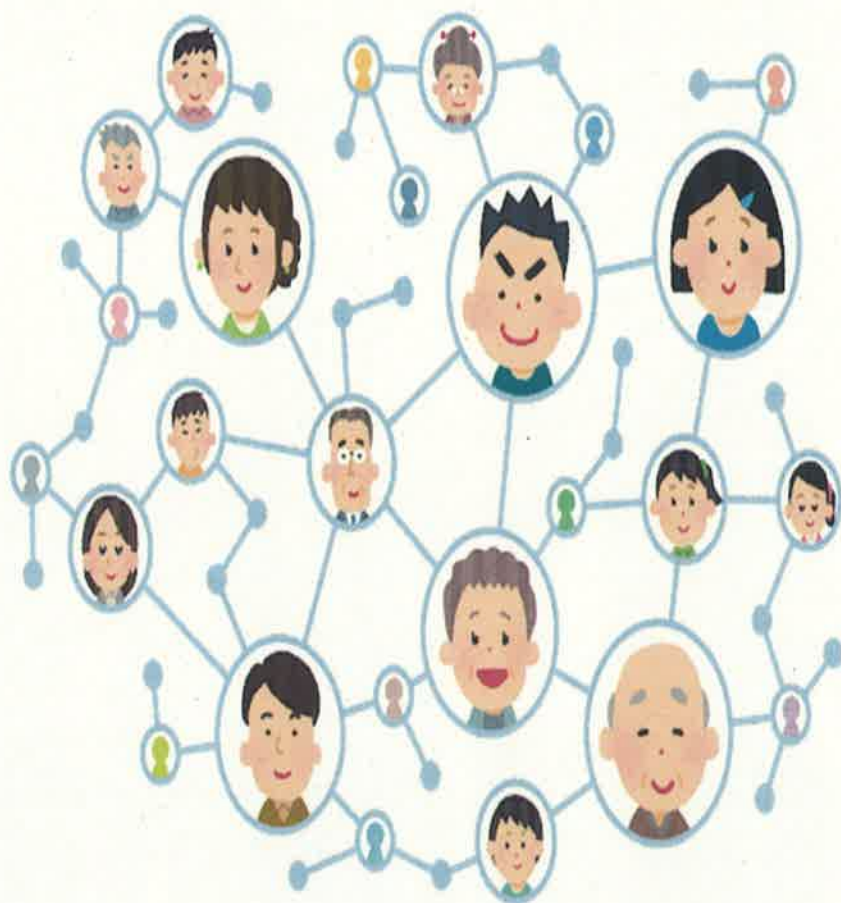


令和4年度 群馬県子ども・若者支援協議会
県・市町村青少年相談担当職員東毛地区研修会



令和4年7月28日(木) 13:00~16:10

邑楽町中央公民館

令和4年度 「県・市町村青少年相談担当職員東毛地区研修会」次第

令和4年7月28日(木) 午後1時～
邑楽町中央公民館

1 開会

2 あいさつ 群馬県 生活こども部児童福祉・青少年課長 中村 祐一

3 研修テーマ

困難な状況にある思春期の子ども・若者支援「社会資源の活用と支援の連携」
～ 不登校・ひきこもり状態の児童生徒への支援アプローチ ～

近年、小中学校の不登校児童生徒数が増加傾向にあり、令和2年度には両者ともに過去最高を更新しています。不登校の要因については、学校、家庭、本人に関わる問題やこれらが複合的に絡み合っていることが考えられ、支援にあたっては、本人や家庭が抱えている困難な状況を解きほぐしていくとともに、動き出せないでいる気持ちに寄り添った支援も求められています。

今回の研修会では「不登校・ひきこもり状態の児童生徒への支援アプローチ」をテーマに、最初に児童福祉や社会福祉の視点から本人や家族が抱える問題をどのように解きほぐして支援につなげているのか、どのような社会資源を活用しているのか、支援機関・者の取組を紹介していただきます。

次に、不安やトラウマを抱えて一步を踏み出せないでいる本人の心情に寄り添った支援として、訪問支援や居場所を通して支援者が実際どのような関わり方をしているのか報告していただきます。

最後に、困難な状況にある当事者への支援アプローチについて意見交換を行います

4 研修スケジュール

時間	内容
13:15～14:15 (60 分間)	【事例報告】 進行役 NPO 法人リンケージ理事長 臨床心理士 石川京子氏 ① 児童相談所における相談援助活動 東部児童相談所 家庭支援係長 (児童福祉司) 工藤智子氏 ② スクールソーシャルワーカーによる支援活動 東部教育事務所 スクールソーシャルワーカー 石原晴美氏 <休憩> 14:15～14:30 (15 分間予定)
14:30～16:10	【意見交換】 ① 報告 NPO法人カウンセリング&コミュニケーションミュ 富樫みち子氏 まなびバ! シリウス 青木寛子氏 ② 意見交換 ■ 進行役 NPO法人リンケージ理事長 臨床心理士 石川京子氏 ■ 助言者 みどりクリニック院長 医学博士 鈴木基司氏 ■ 発言者 工藤氏、石原氏、富樫氏、青木氏 【まとめ】 石川京子氏

5 閉会(16:10 予定) 事務連絡 (アンケート回収など)

群馬県東部児童相談所について

令和4年7月28日

群馬県東部児童相談所



1

■ 子どもの人権①

<児童福祉法から>

(児童の福祉を保障するための原理)

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

(児童育成の責任)

第2条 ①全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

②児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

③国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

2

■ 児童相談所とは①

■ 児童相談所とは…

児童相談所は、児童福祉法第12条の規定に基づく児童福祉のための専門機関である。

すべての都道府県及び政令指定都市に設置され、中核市や東京都特別区等にも設置が可能。

○児童相談所設置都道府県等の数(令和3年4月1日現在)

- ・都道府県 47(全て 児相設置187カ所)
- ・政令指定都市 20(全て 児相設置 31カ所)
- ・中核市 3(横須賀市、金沢市、明石市)
- ・東京都特別区 4(港区、世田谷区、荒川区、江戸川区)

※全児童相談所数=225か所、一時保護所数=145か所

※児童相談所設置基準(政令で定める基準 令和5年4月施行)

おおむね児相管内人口 50万人以下

(20万人~100万人までの範囲が目安)

群馬県内児相管内人口 中央児相 819,777人(うち北部支所239,397人)

(R2国勢調査による) 西部児相 562,398人(うち高崎市373,218人)

東部児相 558,158人(うち太田市223,150人) ³

■ 児童相談所とは②

■ 児童(原則18歳未満)に関する家庭その他からの相談に応ずる。

児童が有する問題、児童の置かれた環境の状況を調査して、どのような支援が必要かを検討する。

その上で、市町村と情報を共有しつつ、また、それぞれの機関ができる支援を考え、役割分担を確認し、個々の児童や家庭に適切な援助を行う。

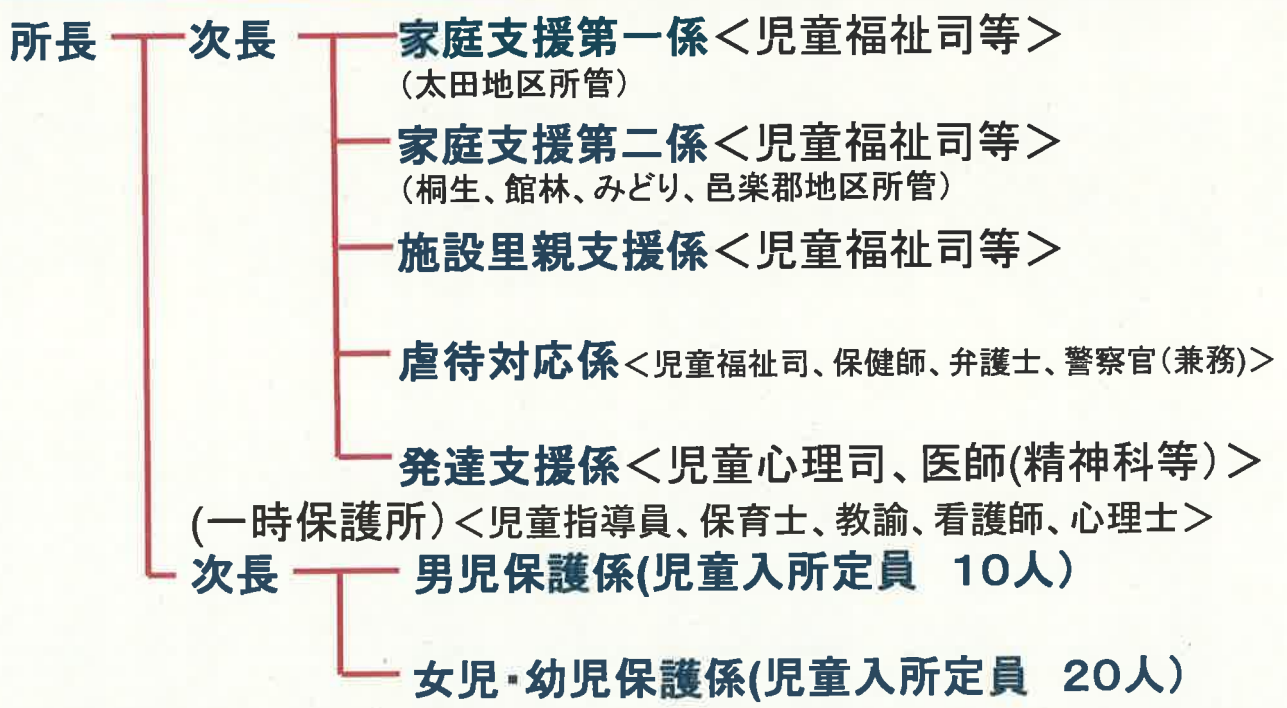
■ 具体的には、来所面接、家庭訪問等により家庭環境を調査したり、児童の心理検査等を行い、必要な支援に結びつける。

また、緊急の場合や行動観察のために児童を一時保護し、その後、家庭復帰できない場合は、里親委託や児童養護施設・乳児院等への施設入所措置なども行う。

群馬県の児童相談所(所管区域)



東部児童相談所の組織体制



※職員数(組織定員数 令和4年4月1日現在)
 全体 75人(正規職員45人、会計年度任用職員(相談員、児童指導員等)23人ほか)

■ 児童相談所の業務内容

- ・市町村支援(各種相談の助言、研修、情報提供等)
- ・専門的知識、技術を必要とする児童に関する相談
- ・児童の一時保護
(児相一時保護所(県内2カ所)、乳児院、里親等)
- ・一時保護解除後の家庭等における児童の安全確保
- ・里親に関すること
- ・養子縁組に関すること
- ・児童及び妊産婦の福祉に関する広域的、専門的支援

7

■ 児童相談所の主な権限

- ①一時保護
- ②施設(児童養護施設、乳児院等)入所措置、里親委託
- ③児童虐待のおそれがあるときの立入調査権
- ④裁判所の許可による臨検・搜索
- ⑤親権喪失、親権停止の申し立て
- ⑥療育手帳申請のための知的障害の判定

8

■ 児童相談内容について

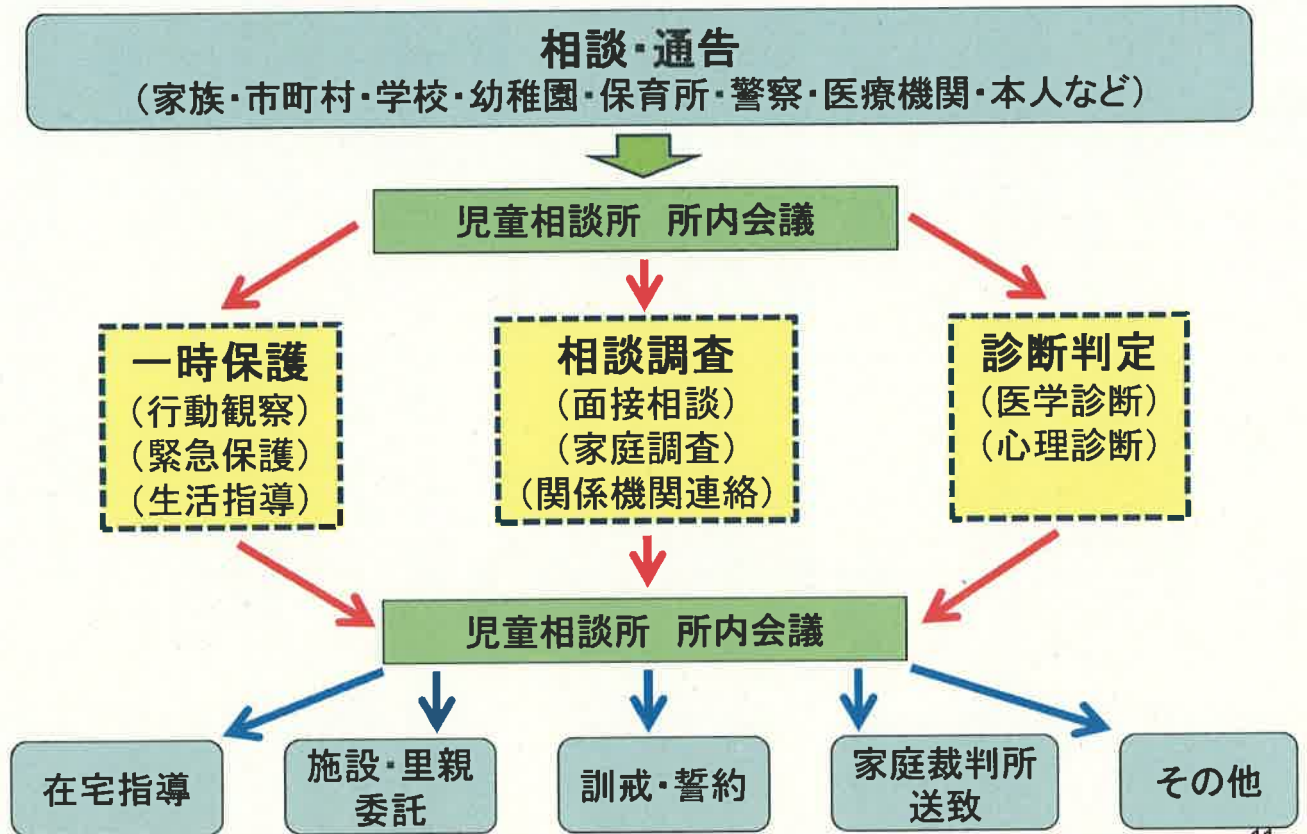
- ・**養護相談**・・・保護者の疾病、逮捕、離婚等により家庭での養育困難、家庭不和、児童虐待
- ・**保健相談**・・・子どもの疾患(未熟児、虚弱児、内部機能障害、精神疾患等)
- ・**障害相談**・・・子どもの障害(肢体不自由、聴覚障害、言語発達障害等、重症心身障害、知的障害、発達障害)
- ・**非行相談**・・・家出、暴力、窃盗、傷害などの非行
- ・**育成相談**・・・性格行動、不登校、適性、育児・しつけ

9

■ 児童相談の状況(令和3年度)

	養護		保健	障害			非行		育成			合計		
	虐待	その他 (養育力欠、家庭不和等)		知的障害	発達障害	重症心身障害	その他	ぐ犯、触法行為	性格	不登校	適性		育児しつけ	その他
県全体	1,909	1,942	185	3,589	580	203	51	262	494	102	186	1,429	1,131	12,063
うち 東部児相	608	506	2	1,205	189	79	29	64	70	22	60	8	64	2,906

■ 児童相談の流れ



11

■ 児童虐待について

■ 保護者が、18歳未満の子どもへ行う以下の行為

■ **身体的虐待** (身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること) 【具体例】・殴る、蹴る、首を絞める・タバコや熱湯で火傷をさせる・おぼれさせる・拘束する
・家の外に閉め出す等

■ **性的虐待** (児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること)

【具体例】・性的暴行を加える・性的行為を強要する・性器や性交を見せる
・ポルノの被写体を強要する等

■ **ネグレクト** (児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による児童虐待行為の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること)

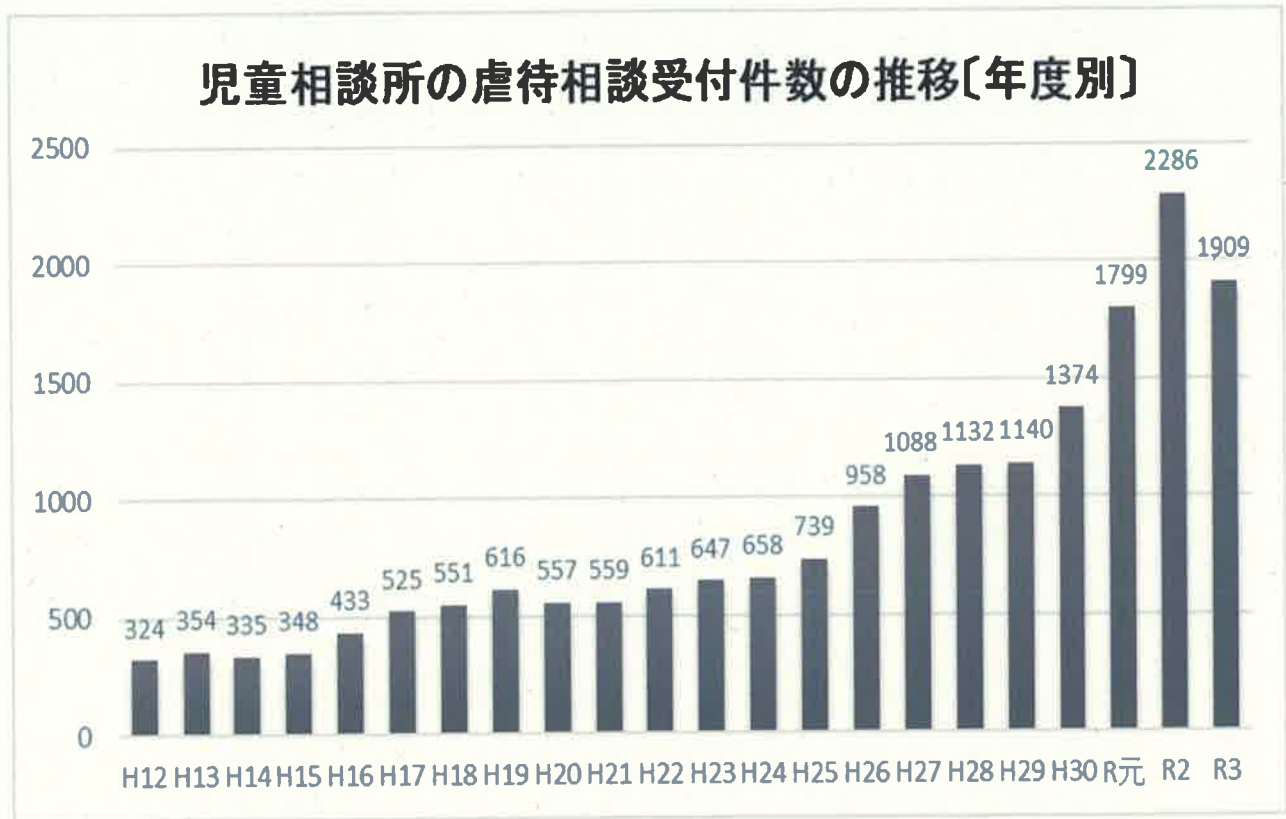
【具体例】・食事を与えない・衣服や住居などが極端に不適切
・学校に登校させない・病院に連れて行かない
・乳幼児を家や自動車に残したまま、長時間放置する等

■ **心理的虐待** (児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、家庭内における暴力行為の目撃等)

【具体例】・言葉で脅す・傷つくことを繰り返し言う・無視したり、拒否的な態度を示す
・他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする
・子どもの目の前で配偶者に暴力をふるう等

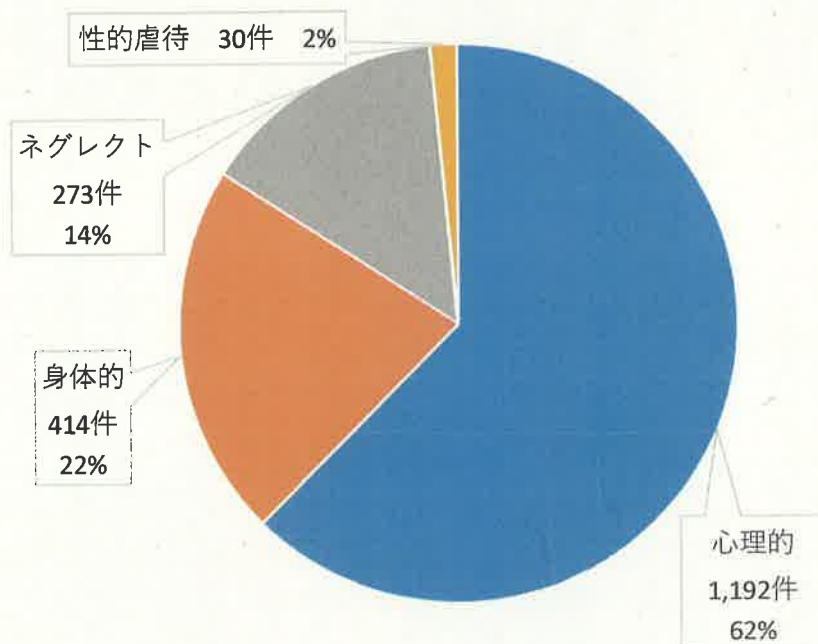
12

■ 群馬県の子童虐待相談件数の推移



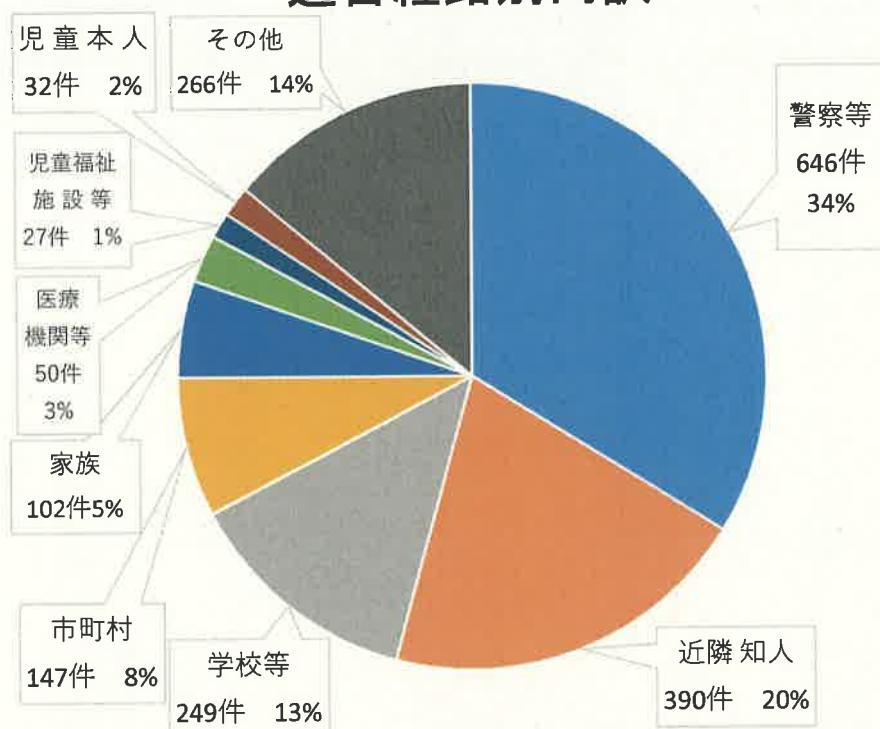
■ 令和3年度群馬県の子童虐待相談件数の内訳①

虐待の種類別内訳



令和3年度群馬県の児童虐待相談件数の内訳②

通告経路別内訳



15

皆さんへのお願いー里親制度の普及

知っていますか!? 「里親制度」

①「養子縁組里親」…養子縁組を前提に養育する。

例：子どもが出来ないので、自分の子として育てたい。

「里親」という言葉は、このイメージが強い。



②「養育里親」…

保護者が養育できるようになるまでの間の養育する。

養育環境は異なるが、施設と同様に「預かる」という形態

なお…②養育里親には、養育を委託している期間、里親手当、生活費、学校教育費などが、子どもの年齢や人数などに応じて、公費により支払われます。

16

■ 皆さんへのお願いー里親制度の普及(登録)

親元で生活できない子どもを、**(2, 3日間の短期であっても)**温かく養育していただける「養育里親」や「養子縁組里親」への登録者を求めています。

※詳しくは、東部児童相談所施設里親支援係へ

電話:0276-57-6111

また、以下のとおり「里親相談会」を開催していますので、関心のある方へご案内をお願いします(市町広報で周知)。

・日程 令和4年8月17日(水)桐生市保健福祉会館

9月 3日(土)東部児童相談所

9月21日(水)板倉町役場

・時間 午前10時~12時

※これ以降も月1, 2回程度開催(県ホームページ参照)



17

今後もよろしく願いいたします。



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」

スクールソーシャルワーカー による支援アプローチ

群馬県教育委員会 東部教育事務所所属 石原 晴美



スクールソーシャルワーカーとの協働で学校の 対応力高める

- いじめ、不登校、ヤングケアラー等学校だけでは解決できない児童生徒の課題が増加。
- 関係機関で情報を共有し、専門家の意見を参考に、対応策を考える。

スクールソーシャルワーカーの役割

家庭環境に関する問題、貧困や虐待、ヤングケアラー、いじめ、不登校、などの課題



福祉の専門家として関係機関と連携を図りながら福祉的アプローチをする

スクールソーシャルワーカー活用効果

- 情報の整理
- 関係機関との連携、社会資源の活用
- 福祉の視点からの支援に対する理解
- ケース会議の開催を通して、役割分担の確認やチームとしての支援



◎担任の負担軽減につながる

スクールソーシャルワーカーが学校、関係系機関と連携したことによる効果の例

- 市福祉事務所につながったことにより、生活困窮から抜け出せた事例



- ①学校から不登校生徒の家庭訪問訪問を依頼
- ②経済的困窮を知り、自立相談支援機関に相談。
- ③就労の支援、一時金の貸し付け相談等
- ④頼れる親類、知人なし ← 人付き合い苦手

スクールソーシャルワーカーが学校、関係系機関と連携したことによる効果の例

- ⑤生活保護申請を視野に入れた支援
- ⑥生活安定のため支援できることは何か
- ⑦Aさん一家の意思決定の尊重
- ⑧猫の多頭飼い問題
- ⑨Aさんの進路

今後の課題

- ◆Aさんが学校卒業後、福祉的な視点で関わってくれる人はいるのか？



継続的な支援

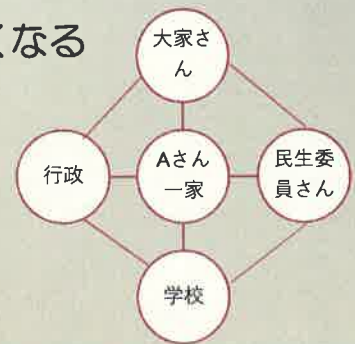
連携できる関係機関

- 児童相談所
- 行政機関（子ども課や福祉課等）
- 警察→できれば派出所
- 社会福祉協議会
- 民生・児童委員
- 保健福祉事務所
- ぐんま若者サポートセンター
- 国際交流協会等



まとめ

- ◆支援者が当事者を理解する→意思決定を尊重すると、伴走しやすくなる
- ◆支援環境を整える→将来の希望や夢を持ちやすくなる
- ◆支援の継続→不安の払しょく



参考文献

- 「FSC・SSWとの協働で学校の対応力を高めましょう！！」 群馬県教育委員会義務教育課
- 「スクールソーシャルワーカー実践事例集」 中央法規出版

ご清聴ありがとうございました



